

自己点検事項

◇ 依存症集団療法(ギャンブル依存症の場合)(I006-2・2)

(1)「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日障発0613第4号)における依存症専門医療機関である。(適・否)

(2)当該保険医療機関に、専任の精神科医及び専任の看護師又は専任の作業療法士がそれぞれ1名以上勤務している(ギャンブル依存症に対する集団療法に係る適切な研修を修了した者に限る。)(適・否)

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修である(8時間以上の研修時間であるもの。)

イ 研修内容に以下の内容を含んでいる。

(イ)ギャンブル依存症の疫学、ギャンブル依存症の特徴

(ロ)ギャンブル依存症患者の精神医学的特性

(ハ)ギャンブル依存症に関連する社会資源

(ニ)ギャンブル依存症に対する集団療法の概要と適応

(ホ)集団療法参加患者に対する外来対応上の留意点

ウ 研修にはデモセッションの見学や、実際のプログラム実施法に関するグループワーク等を含んでいる。

点検に必要な書類等

- ・当該届出に係る専任の医師及び専任の看護師又は専任の作業療法士の出勤簿
- ・当該届出に係る従事者の研修修了証

医療機関コード

保険医療機関名